

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (前記第1項) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
インドネシア	貧困農民支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	420,000千円 H20. 3.31まで	H20. 2.15 ジャカルタで (同日)	日本側 海老原紳在 インドネシア大使側 イムロン・コタソ外務省次官	H20. 2.26 132号
インドネシア	港湾保安機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	港湾保安機材整備計画を実施するために必要な機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 1. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与 3. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	545,000千円 H21. 3.31まで	H20. 6.25 ジャカルタで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在 インドネシア大使側 フリモ・アルイ・ジュリアント外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H20. 7.10 401号
インドネシア	ラッパカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	ラッパカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全計画を実施するために必要な生産物及び役務の供与 1. 船舶航行状況監視施設の建設に必要な役務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	1,573,000千円 H21. 3.31まで	H20.11. 7 ジャカルタで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在 インドネシア大使側 フリモ・アルイ・ジュリアント外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H20.11.26 617号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。